

三重県における「危険ドラッグ」に対する緊急対策

昨今、合法ハーブ等と称して販売される薬物（「危険ドラッグ」）に起因する犯罪や重大な交通事故等が後を絶たず、極めて深刻な社会問題となっており、「危険ドラッグ」の更なる乱用拡大を防止するため、以下の対策を推進する。

1 「危険ドラッグ」販売店舗の把握

- (1) 医療機関からの健康被害情報、保健所や県警察本部等の相談窓口などからの情報収集の強化と情報共有による店舗の把握
- (2) 県警察本部、東海北陸厚生局麻薬取締部、県等の関係機関それぞれが、巡回、監視業務等において、店舗の把握に努め、情報共有を行うことにより「危険ドラッグ」を販売している疑いのある店舗の把握を行う
- (3) インターネット監視の強化による販売店舗に関する情報収集の徹底

2 「危険ドラッグ」販売店舗に対する立入検査の強化

- (1) 県警察本部、東海北陸厚生局麻薬取締部等の関係機関と連携した合同立入検査の実施
- (2) 違法成分を含む製品の販売が確認された場合の厳正な対処

3 「危険ドラッグ」の危険性についての啓発の強化

- (1) 大規模ショッピングセンターや駅前など、県内各地で緊急街頭啓発運動の実施
- (2) 自動車運転者を対象とした重点的な啓発活動の実施
- (3) 小・中・高校生を対象とした薬物乱用防止教室等における「危険ドラッグ」の危険性に関する重点啓発の実施
- (4) 県や関係機関等の相談窓口についての周知強化
- (5) 最新の情報について、県民に対する速やかな情報提供の実施